

香川県公安委員会公告第 56 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について  
公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり公  
示する。

令和 8 年 7 月 16 日

香川県公安委員会委員長



|    |                                      |             |
|----|--------------------------------------|-------------|
| 日時 | 令和 8 年 7 月 30 日 午前 10 時 00 分         |             |
| 場所 | 高松市郷東町587番地138<br>香川県警察本部交通部運転免許課聴聞室 |             |
| 番号 | 被聴聞者の氏名又は名称                          | 被聴聞者の住所又は居住 |
|    | 対象者には別途通知済み                          |             |